

原発事故避難者への住宅支援の継続を求める意見書

福島原発事故から5年になるが、福島第一原子力発電所は、事故収束の見通しも立たず、政府の原子力緊急事態宣言はいまだ解除されていない。長引く事故の影響のもと、原発事故被災者は、ふるさとを追われ家族や地域が分断されたまま、長期の避難生活を強いられている。

政府の原子力災害対策本部は、昨年6月「復興の加速化」のもとに、「年間積算線量20ミリシーベルト以下・日常インフラの復旧・住民との協議」の3要件による、避難指示区域指定の解除・区域外避難者の住宅支援の2017年3月打ち切り、損害賠償の2018年3月打ち切りという、原発事故被災者に打撃を与える方針を打ち出し、福島県も「避難者に対する帰還・生活再建に向けた総合的な支援策」として、民間賃貸住宅の2年間の家賃支援策を示した。

しかし、多くの区域外避難者イコール自主避難者、特に小さな子どもの親たちは避難の継続を希望している。避難者を支援する団体、避難者を受け入れている自治体も、住宅借り上げ制度の複数年延長と柔軟な運用を求めてきた。

避難者の生活の最も重要な基盤となる住宅への支援策は、災害救助法に基づく「みなし仮設」として1年ごとに延長するのではなく、憲法が保障する生存権に基づき、同法で想定されていなかった原発事故汚染に対処するため、「原発事故子ども・被災者支援法」（以下「支援法」）に基づく抜本的な対策や新たな法制度が必要である。

よって、本市議会は、国会及び政府並びに東京都に対して、下記のとおり原発事故避難者への住宅支援継続を求めるものである。

記

- 1 住宅支援について、避難当事者の意見を十分に聴取する場を設け、反映させること。
- 2 2017年4月以降の住宅支援施策について、「支援法」に基づく抜本的・継続的な住宅支援が可能となるよう、福島県の支援施策（収入要件、期間、補助率等）も含めて福島県と協議の上、見直すこと。
- 3 各自治体の空き家活用施策や居住支援協議会での住宅確保要配慮者として原発事故避難者を位置づけること。
- 4 原発事故汚染に対処するため、「支援法」に基づく新たな法制度を確立すること。
- 5 東京都は、希望者には現在の都営住宅での継続居住を認め、2017年度末で退去を迫らないこと。また、空き家募集の際には優先入居制度を拡大するなど、安心

して暮らせる住まいの確保を支援すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年3月29日

三鷹市議会議長 後 藤 貴 光